

平成23年1月18日

第2249号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目 次

告 示

○生活保護法による医療機関の指定（46・福祉政策課）	1
○生活保護法による施術者の指定（47・福祉政策課）	1
○生活保護法による指定介護機関の廃止（48・福祉政策課）	2
○生活保護法による介護機関の指定（49・福祉政策課）	2
○生活保護法による指定介護機関の変更（50・福祉政策課）	2
○建築基準法による道路位置の指定（51・北秋田地域振興局建設部）	2
○建築基準法による道路位置の指定（52・山本地域振興局建設部）	3
○道路の供用開始（53・秋田地域振興局建設部）	3
○道路区域の変更及び供用開始（54・秋田地域振興局建設部）	3
○宅地建物取引業者の免許取消しの予告（55・秋田地域振興局建設部）	3
○道路区域の変更（56・由利地域振興局建設部）	4

選挙管理委員会告示

○政治団体の設立の届出（1）	4
○政治団体の届出事項に異動があった旨の届出（2）	5
○政治団体の解散の届出（3）	5
○政治団体の収支に関する報告書（4）	5
○公職の候補者の資金管理団体の届出（5）	6

告 示

秋田県告示第46号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第49条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定に基づき、告示する。

平成23年1月18日

秋田県知事 佐竹敬久

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	指定年月日
はら眼科	原 宏二	大仙市幸町1-50	眼科	平成22年12月1日
訪問看護ステーション実	株式会社 エヌ・エス クラフト 代表取締役	北秋田市米内沢字柳原58番地	訪問看護	平成22年7月15日

秋田県告示第47号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第55条において準用する同法第49条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定に基づき、告示する。

平成23年1月18日

秋田県知事 佐竹敬久

氏 名	住 所	施術所の名称	施術所の所在地	業務の種類	指定年月日
-----	-----	--------	---------	-------	-------

渡部 真吉	横手市平鹿町樽見内字小豆田177	ワタナベ整骨院	横手市平鹿町浅舞字小泉211-1	柔道整復	平成22年12月13日
-------	------------------	---------	------------------	------	-------------

秋田県告示第48号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から事業の廃止の届出があったので、同法第15条の2第2号の規定に基づき、告示する。

平成23年1月18日

秋田県知事 佐竹 敬久

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	廃止年月日
ケアプランセンター神岡	合同会社 大仙健康福祉会 代表社員	大仙市神宮寺字笹倉15-5	居宅介護支援事業	平成22年10月31日

秋田県告示第49号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第54条の2第1項の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定に基づき、告示する。

平成23年1月18日

秋田県知事 佐竹 敬久

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	指定年月日
ケアプランセンター神岡	株式会社サウスビーチ 代表取締役	大仙市神宮寺字本郷野3-9	居宅介護支援事業	平成22年11月1日
居宅介護支援事業所 一番星さらら	特定非営利活動法人 一番星さらら 理事長	北秋田市脇神字高村岱131	居宅介護支援事業	平成22年12月1日

秋田県告示第50号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定に基づき、告示する。

平成23年1月18日

秋田県知事 佐竹 敬久

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	変 更 事 項		サービスの種類	変更年月日
			変更前	変更後		
訪問看護ステーション実	株式会社 エヌ・エス ラフト 代表取締役	北秋田市米内沢字柳原58番地	株式会社 エヌ・エフ ラフト	株式会社 エヌ・エス ラフト	訪問看護、介護予防訪問看護	平成22年7月15日

秋田県告示第51号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定に基づき、公告する。

平成23年1月18日

秋田県知事 佐竹 敬久

申請者の住所及び氏名	道路の位置の指定箇所	道路の延長	道路の幅員	指定年月日

北秋田市栄字前綱119番地12 鈴木 仁美	北秋田市綴子字田中表 150番1の内	34.18メートル	6メートル	平成22年12月27日
--------------------------	-----------------------	-----------	-------	-------------

秋田県告示第52号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定に基づき、公告する。

平成23年1月18日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

申請者の住所及び氏名	道路の位置の指定箇所	道路の延長	道路の幅員	指定年月日
山本郡八峰町峰浜高野々字 高野々43番地の1 高田住宅工業株式会社 代表取締役 高田 金道	能代市東町106番の内	24.16メートル	5メートル	平成22年12月27日

秋田県告示第53号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成23年1月18日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 道路の区域

道路の種類	路線名	区 間
県 道	秋田天王線	秋田市下新城野字琵琶沼435番4から472番2まで

- 2 供用開始の期日 平成23年1月18日
- 3 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 - (1) 場所 秋田地域振興局建設部用地課
 - (2) 期間 平成23年1月18日から同月31日まで

秋田県告示第54号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

平成23年1月18日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
県 道	旧	入道崎寒 風山線	男鹿市脇本富永字寒風山62番6から字草刈台79番 4地先まで	7.00~11.00	0.500
	新	入道崎寒 風山線	〃	7.00~29.50	0.500

- 2 供用開始の期日 平成23年1月18日
- 3 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 - (1) 場所 秋田地域振興局建設部用地課
 - (2) 期間 平成23年1月18日から同月31日まで

秋田県告示第55号

次の宅地建物取引業者の所在（事務所の所在地）（所在及びその事務所の所在地）を確知できないので、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第67条第1項の規定に基づき、公告する。

この公告の日から30日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、同条の規定に基づき、当該30日を経過した日をもって当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成23年1月18日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 商号（名称） 伊藤健信事務所
- 2 代表者名（氏名） 伊 藤 健 信
- 3 事務所の所在地 秋田県秋田市八橋本町一丁目2番14号
- 4 免許証番号 秋田県知事（8）1104号
- 5 免許年月日 平成20年2月14日

秋田県告示第56号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成23年1月18日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
県 道	旧	仁賀保矢 島館合線	由利本荘市西沢字南由利原429番地1地先から字 南由利原383番地3地先まで	17.00～18.50	0.075
	新	仁賀保矢 島館合線	〃	16.00～17.00	0.075

2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 由利地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成23年1月18日から同月31日まで

選挙管理委員会告示

秋選管告示第1号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、平成22年11月1日から同月30日までの間に次の政治団体から設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、告示する。

平成23年1月18日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

1 政党

イ 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類	届出年月日
たちあがれ日本秋田第一支部	村 岡 敏 英	村 上 文 男	由利本荘市砂子下113-9	参議院議員	平成22年11月18日

2 その他の政治団体

イ 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
柳館晃後援会	田面木 友 久	浅 利 大 造	大館市南神明町17番42号	平成22年11月10日
政治団体Y K Z C秋田	齋 藤 富 雄	野 村 幸 宏	秋田市広面字樋の上12-2 グリー ンパークユザワB-202	平成22年11月11日
秋田地域政策研究会	加 藤 麻 里	石 田 幹 雄	仙北郡美郷町金沢字元東根32	平成22年11月12日

秋田全英会	佐藤 誠	土井 修治	北秋田市綴子字田子ヶ沢向31	平成22年11月16日
伊藤かずえい後援会	榎 一美	鈴木 一彦	秋田市四ツ小屋字笹葉9番地	平成22年11月16日
鈴木さとし後援会	手塚 功	田中 龍夫	秋田市橋山太田町3-22	平成22年11月16日
米塚かつみ後援会	高橋 忠雄	保坂 芳太郎	秋田市添川字境内川原205-1	平成22年11月16日
田崎宏一後援会	田崎 宏一	田崎 宏明	秋田市山王一丁目11-7	平成22年11月19日
ながさわ孝政後援会	高橋 久也	鈴木 一征	秋田市寺内鶴ノ木3番14号	平成22年11月26日
うの木会	長澤 孝政	鈴木 一征	秋田市寺内鶴ノ木3番14号	平成22年11月29日

秋選管告示第2号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条の規定により、平成22年11月1日から同月30日までの間に次の政治団体から届出事項に異動があった旨の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、告示する。

平成23年1月18日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

1 その他の政治団体

政治団体の名称	異動事項	内 容		届出年月日
		新	旧	
たるかわ隆後援会	代 表 者	田 口 佐	高 橋 猛	平成22年11月4日
秋田県税理士政治連盟	代 表 者	鈴 木 明 夫	木 村 慶 一	平成22年11月9日
佐々木敏光後援会	主たる事務所の所在地	秋田市広面字土手下12-1 I・Hハウス1A	秋田市手形字山崎92-5 ツインマークス1201号室	平成22年11月11日
たるかわ隆後援会	代 表 者	樽 川 隆	田 口 佐	平成22年11月11日
加藤麻里連合後援会	主たる事務所の所在地	仙北郡美郷町六郷字熊野132-15	仙北郡美郷町金沢字元東根32	平成22年11月12日
	会 計 責 任 者	奥 山 順 治	細 谷 洋 造	
中田じゅん後援会	代 表 者	山 木 雄 三	山 木 亮 子	平成22年11月19日

秋選管告示第3号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、平成22年11月1日から同月30日までの間に次の政治団体から解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、告示する。

平成23年1月18日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

1 その他の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	解散年月日	届出年月日
吉岡興後援会	柴 田 有 三	平成22年10月31日	平成22年11月8日
税理士による二田孝治後援会	沓 澤 周 悦	平成22年8月31日	平成22年11月9日

秋選管告示第4号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、政治団体から収支に関する報告書が提出され

たので、同法第20条第1項の規定に基づき、その要旨を公表する。

平成23年1月18日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

I 種類 政治資金規正法第17条第1項の規定による報告書

II 報告書の要旨

1 収入及び支出のある団体

(1) その他の政治団体

政治団体の名称 吉岡興後援会 (平成22年分)

報告年月日 平成22年11月8日

ア 収入・支出の総額

(ア) 収入総額

106,792円

前年からの繰越額

11,792円

本年の収入額

95,000円

(イ) 支出総額

106,792円

イ 収入・支出の内訳

(ア) 収入の内訳

個人の負担する党費又は会費

95,000円

員数

122人

合 計

95,000円

(イ) 支出の内訳

経常経費

10,000円

事務所費

10,000円

政治活動費

96,792円

組織活動費

94,560円

その他の経費

2,232円

合 計

106,792円

政治団体の名称 税理士による二田孝治後援会 (平成22年分)

報告年月日 平成22年11月9日

ア 収入・支出の総額

(ア) 収入総額

274,014円

前年からの繰越額

274,014円

本年の収入額

0円

(イ) 支出総額

274,014円

イ 収入・支出の内訳

(ア) 支出の内訳

政治活動費

274,014円

寄附・交付金

274,014円

合 計

274,014円

秋選管告示第5号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第2項の規定により、次の公職の候補者から資金管理団体の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、告示する。

平成23年1月18日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資 金 管 理 団 体			届出年月日
		名 称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	
樽 川 隆	秋田県議会議員	たるかわ隆後援会	仙北郡美郷町土崎字下野際106-3	樽 川 隆	平成22年11月11日
加 藤 麻 里	秋田県議会議員	秋田地域政策研究会	仙北郡美郷町金沢字元東根32	加 藤 麻 里	平成22年11月12日

長 澤 孝 政	秋田市議会議員	うの木会	秋田市寺内鶉ノ木3番 14号	長 澤 孝 政	平成22年11月29日
---------	---------	------	-------------------	---------	-------------

発行者	秋 田 県	秋田市山王四丁目1番1号
購読料金	一ヶ月3,675円(税込み)	
印刷所	株式会社 松原印刷社	秋田市山王七丁目5番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL http://www.matsubarainsatsu.co.jp/
印刷者	松原 繁雄	秋田市山王七丁目5番29号